



一億国民は真に時局の重大さを認識し、更に決意を新にして、一意難局の突破に当らねばならぬ。

従つて年末年始に際しては、各自の生活に一層の緊張を加へ、従来や、もすれば起りかちなる遊樂的風潮を一掃すると共に簡素にして明朗且つ剛健なる決戦態勢下の新年に臨まんとするものである。

### 実施内容

#### 一、「虚礼や無駄」の徹底的排除

忘年会、新年会等の会合、歳暮、年始等の贈答、及び年賀状、年頭の廻礼等は一切差控へ、特に服装等は努めて簡素ならしめること。

二、年末年始用品は最少限度に  
年末年始用品は極力物資の節約に努め、特に門松、メ飾等をしつらへる場合は（備考参照）極めて簡素を旨とし、また食糧品等は配給による消費規正を厳重に守り、苟も買溜、浪費等の絶対になき様心掛けること。

#### 三、物を買ふより先づ貯蓄

「百七十億貯蓄」の新目標は是が非でも達成せねばならぬ。

従つて賞与其の他の収入は極力貯蓄にふり向け経費を極度に切詰めて、更らに年末年始用品のみに限らず新調、新規購入等は絶対に見合せ、貯蓄奉公に邁進すること。

#### 四、行楽旅行は絶対に廃止

年末、年始の休暇に於ての行楽的旅行は勿論、不急不要の旅行は絶対に廃止し、更らに小包其の他の託送荷物等も極

力差控へ、鉄道輸送力の緩和に協力すること。  
五、隣保共同、力強く和やかに

決戦態勢下の新年にふさはしく力強く和やかに、隣組や部落会、町内会を中心に明朗且つ健全なる団体的娛樂行事を行ひ、団欒を通じて近隣との結束を強め一朝有事の際に備へること。

### 附記

年末年始対策の実施に當つては特にその地方実情に応じて有効適切なる方途を講じ、之が徹底を図ること。

#### 備考

門松、メ飾は我国古来の美習なるも、時局に鑑み資材の節約を図る趣旨に則り、門松は凡て小枝程度のもの、メ飾の稻穂等は特に用ひざる如く留意を要し、此際銀行、会社、デパート、料亭、旅館等の大掛りなるものは之を全廃するを時宜に適したるものとせむ

### 昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱

#### 一、趣旨

皇紀二千六百二年ノ輝ク〔抹消〔加筆〕歳〕〔元〕旦ヲ迎ヘ 謹ミテ 聖寿ノ無窮ヲ寿キ奉ルト共ニ、愈々決戦態勢ニ處スル決意ヲ新タニシテ尽忠報國ノ誠ヲ効シ肇國以来ノ一大難局ヲ突破シ、以テ曠古ノ聖業ニ翼賛シ奉ランコトヲ期ス。

#### 二、実施方法

(一)元旦午前九時ヲ期シ「国民奉祝ノ時間」ヲ設定シ、汽笛、

サイレン、鐘其ノ他適當ナル方法ニヨリ周知セシムルコト。

尚、ラジオハ同時刻ニ「国民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト。

(二)各家庭ニ於テハ早〔扶道〕〔加筆〕〔朝〕氏神又ハ最寄神社ニ参拝シ、

「国民奉祝ノ時間」ニ於テハ夫々宮城ヲ遙拝、万歳奉唱

ヲ行フコト。

(三)市区町村ニ在リテハ市区町村ノ為神社、学校、公会堂等

適當ナル場所ニ於テ奉祝ヲ行フコト。

(四)官公衙、学校、各種団体、銀行、会社、工場等ニ於テハ

奉拝式又ハ祝賀式ヲ行フコト。

(注記3)  
〔写〕昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱ニ於ケル「国民奉祝ノ時間」周知要綱

時局ノ急変ニ際シ「国民奉祝ノ時間」周知方法タル「汽笛、サイレン、鐘」等ノ音響合図ニヨル周知ハ時局下ニ於ケル警報等ノ実施ノ為禁止スル場合モ有之ベク依ツテ之ニ替ルニ左記方法ニヨリ周知方法ヲ行フコト

### 実施方法

(一)「ラジオ」ニヨル周知方法ハ「ラジオ」放送ノ禁止ナキ限り  
午前九時ヲ期シ「国民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト

(二)国民各自ハ同時刻ヲ銘記シ從来ノ如ク「汽笛、サイレン、鐘」等ノ周知ナキ場合ニ於テハ夫々在所ニ於テ宮城ヲ遙拝スルコト。

(三)汽笛、汽船、電車、バス等ノ車中ニ於テハ乗務員ハソノ時刻ヲ乗客ニ知ラスベキ方法ヲトルコト

(四)集合ソノ他ノ多数ノ人ノ集リアル場所ニ於テハ適當ナル方法ニヨリソノ時刻ヲ知ラスベキ方法ヲトルコト

組動第一〇〇号

昭和十六年十二月十七日

大政翼賛会事務総長事務取扱

安藤紀三郎 印

文部次官殿

「年末年始対策要綱」並「昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱」実施ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通道府県支部長並六大都市支部長宛通牒致置候ニ付テハ之ガ実施上特別ノ御配意御協力賜り度此段及御依頼候也

組動第一〇〇号

昭和十六年十二月十三日

大政翼賛会事務総長事務取扱

安藤紀三郎

大政翼賛会  
各道府県支部長 殿

六大都市支部長 殿

「年末年始対策要綱」並「昭和十七年ノ新年奉祝実施要

〔綱〕実施ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ十二月六日付組動第九六号及第九七号ヲ以テ御通知申上置候處其後時局ハ急転シ米英ニ対スル宣戰ノ布告

トナリ決戦態勢ニ突キ進ミタル今日年末年始対策及昭和十七年ノ新年奉祝ノ実施ニ当リテハ更ニ時局ノ新段階ニ於ケル実情ヲ充分ニ取り入レ地方事情モ考慮ノ上適応スル方途ヲ講ゼラルルヤウ御配意相成度此段重ネテ及通牒候也

追而新年奉祝ニ関シ神社ノ参拜又ハ奉祝ヲ行フ場合ハ必勝祈願ヲ併セ行フ等適當ト考ヘラレ候ニツキ為念

尚「国民奉祝ノ時間」ノ周知方ニツイテハ時局下「汽笛、サイレン、鐘」等ノ音響禁止ノ場合モ有之ベクト存セラレ候ニツキ別紙周知方法ニヨリ改メテ周知方徹底ニ関シ特別ノ御考慮願度

組動第九七号

昭和十六年十二月六日

大政翼賛会事務総長事務取扱

安藤紀三郎 印

〔割印〕

文部次官殿

昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本日別紙ノ通り道府県並六大都市支部長宛通牒致置候ニ付テハ之ガ実施上特別ノ御配意御協力賜リ度此段及御依頼候也

也

〔加筆〕

組動第九七号

昭和十六年十二月六日

大政翼賛会事務総長事務取扱

安藤紀三郎 印

各道府県支部長 殿  
六大都市支部長 殿

昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱ニ関スル件

昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱別紙ノ通り決定相成候条可然御配慮相成度此段及通牒候也

組動第九六号

昭和十六年十二月六日

大政翼賛会事務総長事務取扱

安藤紀三郎 印

〔割印〕

文部次官殿

年末年始対策要綱通知ノ件

標記ノ件ニ関シ本日別紙ノ通り道府県並六大都市支部長宛通牒

致置候ニ付テハ之ガ実施上特別ノ御配意御協力賜リ度此段及御依頼候也

〔加筆〕

組動第九六号

昭和十六年十二月六日

大政翼賛会事務総長事務取扱

安藤紀三郎

大政翼賛会

各道府県支部長 殿

六大都市支部長 殿

年末年始対策要綱通知ノ件

年末年始対策要綱ハ別紙ノ通り決定相成候条現下重大ナル時局  
ノ推移ニ鑑ミ之ガ徹底方ニ付特ニ御配慮相成度此段及通牒候

(注記1)

〔至急〕

(注記2)

「四〇」(簿冊内件番号)

(注記3)

〔355枚〕〔加筆  
350枚〕

(下札)

〔曾我印〕種別 い六ノ二／聯繫／登録追加／件名 直轄各部等へ

通牒 年末年始対策要綱並昭和十七年度ノ新年奉祝実施要綱ニ関  
スル件／番号 ／結了年月日 昭一六一二二四／保存年限

／枚数 一

〔自大正13年4月至昭18年2月儀式祭典 第6冊〕文部省<sup>55</sup> 3A, 30—6, 1090